

新旧対照表

(別紙)

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
(省略)		(同左)	
1 対象となる水産動物 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号。以下「法」という。）第 13 条の 2 第 1 項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号。以下「規則」という。）第 1 条の 2 に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。 なお、以下の表の生きている水産動物のうち、食用に供するものにあつては、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。		1 対象となる水産動物 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号。以下「法」という。）第 13 条の 2 第 1 項により、農林水産大臣の輸入の許可を必要とする水産動物は、水産資源保護法施行規則（昭和 27 年農林省令第 44 号。以下「規則」という。）第 1 条の 2 に掲げるものであり、具体的には以下のとおりである。 なお、以下の表の生きている水産動物のうち、食用に供するものにあつては、公共の用に供する水面又はこれに直接排水する施設において保管するものに限る。	
水産動物	関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表の番号	水産動物	関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表の番号
さけ科魚類	第 0301.11 号の 2（観賞用の魚の淡水魚のその他のもの）、第 0301.19 号（その他のもの）、第 0301.91 号（ます）及び第 0301.99 号（その他のもの）のうち、さけ科魚類 第 0511.91 号の 1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、さけ科魚類のふ化用の魚卵	さけ科魚類	第 0301.11 号の 2（観賞用の魚の淡水魚のその他のもの）、第 0301.19 号（その他のもの）、第 0301.91 号（ます）及び第 0301.99 号（その他のもの）のうち、さけ科魚類 第 0511.91 号の 1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、さけ科魚類のふ化用の魚卵
こい、 きんぎょその他の ふな属魚類、 こくれん、 はくれん、 あおうお、 そうぎょ、 ないていらびあ	第 0301.11 号の 1（観賞用の魚の淡水魚のこい及び金魚）のうち、 <u>こい（キュプリヌス・カルピオ）及び金魚</u> 第 0301.11 号の 2（観賞用の魚の淡水魚のその他のもの）のうち、ふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ及びないていらびあ 第 0301.93 号（こい）のうち、 <u>こい（キュプリヌス・カルピオ）</u> 、ふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお及びそうぎょ 第 0301.99 号（その他のもの）のうち、ないていらびあ 第 0511.91 号の 1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ及びないていらびあ <u>のふ化用の魚卵</u>	こい、 きんぎょその他の ふな属魚類、 こくれん、 はくれん、 あおうお、 そうぎょ、 ないていらびあ	第 0301.11 号の 1（観賞用の魚の淡水魚のこい及び金魚） 第 0301.11 号の 2（観賞用の魚の淡水魚のその他のもの）のうち、ふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ及びないていらびあ 第 0301.93 号（こい）のうち、ふな属魚類 <u>（カラシウス・カラシウス）</u> 、こくれん、はくれん、あおうお及びそうぎょ 第 0301.99 号（その他のもの）のうち、 <u>こい、ふな属魚類（カラシウス・カラシウス以外）及び</u> ないていらびあ 第 0511.91 号の 1（魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテミアサリナの卵）のうち、こい、きんぎょその他のふな属魚類、こくれん、はくれん、あおうお、そうぎょ及びないていらびあ <u>のふ化用の魚卵</u>
まだい	第 0301.19 号（観賞用の魚のその他のもの）及び第	まだい	第 0301.19 号（観賞用の魚のその他のもの）及び第

新旧対照表

(別紙)

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	0301.99 号 (その他のもの) のうち、まだい 第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテ ミアサリナの卵) のうち、まだいのふ化用の魚卵		0301.99 号 (その他のもの) のうち、まだい 第 0511.91 号の 1 (魚のくず、ふ化用の魚卵及びアルテ ミアサリナの卵) のうち、まだいのふ化用の魚卵
くるまえば科えび 類、 さくらえび科あき あみ属えび類、 てながえび科えび 類	<u>第 0306.36 号</u> (その他のシュリンプ及びプローンの生き ているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの) の生きて いるもののうち、くるまえば科えび類、さくらえび科あき あみ属えび類及びてながえび科えび類 第 0511.91 号の 2 (その他のもの) のうち、くるまえば 科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類及びてながえ び科えび類のふ化用の卵	くるまえば科えび 類、 さくらえび科あき あみ属えび類、 てながえび科えび 類	<u>第 0306.27 号の 1</u> (その他のシュリンプ及びプローンの 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの) の生き ているもののうち、くるまえば科えび類、さくらえび科 あきあみ属えび類及びてながえび科えび類 第 0511.91 号の 2 (その他のもの) のうち、くるまえば 科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類及びてながえ び科えび類のふ化用の卵
とこぶし、 ふくとこぶし、 えぞあわび、 くろあわび、 まだかあわび、 めがいあわび	第 0307.81 号 (あわびの生きているもの、生鮮のもの及 び冷蔵したもの) の生きているもののうち、とこぶし、 ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび 及びめがいあわび 第 0511.91 号の 2 (その他のもの) のうち、とこぶし、 ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび 及びめがいあわびのふ化用の卵	とこぶし、 ふくとこぶし、 えぞあわび、 くろあわび、 まだかあわび、 めがいあわび	第 0307.81 号 (あわびの生きているもの、生鮮のもの及 び冷蔵したもの) の生きているもののうち、とこぶし、 ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび 及びめがいあわび 第 0511.91 号の 2 (その他のもの) のうち、とこぶし、 ふくとこぶし、えぞあわび、くろあわび、まだかあわび 及びめがいあわびのふ化用の卵
まがき属かき類	第 0307.11 号 (かきの生きているもの、生鮮のもの及び 冷蔵したもの) の生きているもののうち、まがき属のか き類 第 0511.91 号の 2 (その他のもの) のうち、まがき属の かき類のふ化用の卵	まがき属かき類	第 0307.11 号 (かきの生きているもの、生鮮のもの及び 冷蔵したもの) の生きているもののうち、まがき属のか き類 第 0511.91 号の 2 (その他のもの) のうち、まがき属の かき類のふ化用の卵
ほたてがい	第 0307.91 号 (その他のものの生きているもの、生鮮の もの及び冷蔵したもの) の生きているもののうち、ほた てがい 第 0511.91 号の 2 (その他のもの) のうち、ほたてがい のふ化用の卵	ほたてがい	第 0307.91 号 (その他のものの生きているもの、生鮮の もの及び冷蔵したもの) の生きているもののうち、ほた てがい 第 0511.91 号の 2 (その他のもの) のうち、ほたてがい のふ化用の卵
まばや	第 0308.90 号の 1 (その他のものの生きているもの) の うち、まばや 第 0511.91 号の 2 (その他のもの) のうち、まばやのふ 化用の卵	まばや	第 0308.90 号の 1 (その他のものの生きているもの) の うち、まばや 第 0511.91 号の 2 (その他のもの) のうち、まばやのふ 化用の卵
生きていない上記 水産動物 (加工し たものを含み、養 殖の用に供するも	第 0508.00 号の 2 (さんごその他これに類する物品並び に軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲並び にこれらの粉及びくずのうち、その他のもの) のうち、 上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供する	生きていない上記 水産動物 (加工し たものを含み、養 殖の用に供するも	第 0508.00 号の 2 (さんごその他これに類する物品並び に軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲並び にこれらの粉及びくずのうち、その他のもの) のうち、 上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供する

新旧対照表

(別紙)

【水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
の（魚粉及び魚油を除く。))	もの（魚粉及び魚油を除く） 第 0511.91 号（魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第 3 類の動物で生きていないもの）の魚のくず及びその他のもののうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く） 第 2301.20 号（魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット）のうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く） 第 2309.90 号の 2（その他のもの）の魚又は海棲哺乳動物のソリュブルのうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く）	の（魚粉及び魚油を除く。))	もの（魚粉及び魚油を除く） 第 0511.91 号（魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の物品及び第 3 類の動物で生きていないもの）の魚のくず及びその他のもののうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く） 第 2301.20 号（魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット）のうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く） 第 2309.90 号の 2（その他のもの）の魚又は海棲哺乳動物のソリュブルのうち、上記水産動物に由来するものであって養殖の用に供するもの（魚粉及び魚油を除く）
2（省略）		2（同左）	
3（省略）		3（同左）	